

# 練馬区パトロール団体 登録制度のご案内



練馬区公式アニメキャラクター ねり丸 ©2011練馬区ねり丸

お申し込み・お問合せ

**練馬区 危機管理室 危機管理課**

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

TEL 03-5984-1027

FAX 03-3993-1194

E-MAIL [kikikanri@city.nerima.tokyo.jp](mailto:kikikanri@city.nerima.tokyo.jp)

# パトロール団体登録制度について

区では、区内で自主的に、防犯・防火に関わるパトロール活動を実施している団体の皆さまを対象に、「パトロール団体」登録制度を設けており、登録していただいた団体には各種支援を行っています。

## 団体登録の要件

登録していただけるのは、つぎの1～3の要件すべてを満たしている団体です。

- 1 パトロール活動に従事する人員が5人以上で、かつ、その過半数が区内に在住、在勤、在学していること。
- 2 月に1回以上または年12日以上頻度で、将来にわたって継続的にパトロール活動を行う予定であること。
- 3 営利を目的としないこと。

## 団体登録の流れ

### 申請

申請書に必要事項を記入し、危機管理課に提出します。  
(郵送・FAX・メール・窓口持込の方法で申請できます。)

申請書一覧

- ・ パトロール団体登録申請書
- ・ パトロール団体名簿および保険加入・変更申請書
- ・ パトロール用品支給申請書
- ・ 東京都事業子供安全ボランティア活動に係る腕章支給申請書 ※任意提出

### 審査

区は登録要件に基づき審査します。

### 承認

区より登録を承認した団体の担当者様に、『団体登録承認書』を送付します。  
(ボランティア保険は、この『承認書』が届いた日から有効です。)

### 報告

年度始めに、前年度の活動内容を『活動報告書』により区に提出します。  
(報告書の様式は、毎年度末に区から送付します。必ず提出してください！)

※ 登録内容に変更が生じた場合は、『変更届』を提出してください。

※ 団体の登録は、4年毎に更新手続きが必要です。

例: 令和6年度に登録 ⇒ 令和10年度に再登録手続きが必要  
(再登録申請書の様式は、期限が近づきましたら区から送付します。)

※ 団体の活動をやめる場合は、『廃止届』を提出してください。

# 支援内容1 パトロール用品の支給

団体の新規登録・再登録時に、団体名簿の登録人数に応じて用品を支給します。

## 支給方法

『団体名簿』の登録人数1名に対して10ポイントが付与されます。  
登録団体は、登録人数に付与された合計ポイントの範囲内で、用品の支給を希望することができます。(上限は30名=300ポイントです。)





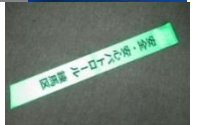
例:登録人数が20名の場合に付与される合計ポイントは…  
20名×10ポイント=200ポイント となります。

『パトロール用品支給申請書』を提出し承認されると、『用品支給決定通知書』が送付されますので、危機管理課の窓口で用品を受け取りに行きます。

※『用品支給決定通知書』が到着したら、事前に危機管理課に「受取希望日時(平日の午前8時半～午後5時)」の連絡をしてください

## 用品および各ポイント数

※写真はイメージです。  
実際の用品とはデザインが異なる場合があります。

<p>夜光ジャンパー</p> <p>10ポイント</p>	<p>色:オレンジ または 黄緑 素材:ナイロン サイズ:フリー その他:背面に「安全・安心パトロール練馬区」と反射印刷で名入り</p>		
<p>夜光ベスト</p> <p>10ポイント</p>	<p>色:黄 または 黄緑 素材:メッシュ サイズ:フリー その他:背面に「安全・安心パトロール練馬区」と反射印刷で名入り</p>		
<p>誘導電灯</p> <p>10ポイント</p>	<p>色:赤と緑に光ります(スイッチで切り替え可) その他:単2電池式</p>		
<p>わんパトお散歩セット</p> <p>10ポイント</p>	<p>内容:トートバッグとワッペン型キーホルダー(蛍光黄)のセット その他:イラスト・文字は反射印刷</p>		
<p>夜光たすき</p> <p>5ポイント</p>	<p>色:緑 その他:両面に「安全・安心パトロール練馬区」と名入り</p>		
<p>防犯ブザー</p> <p>4ポイント</p>	<p>色:黄 その他:単4電池式</p>	<p>帽子</p> <p>3ポイント</p>	<p>色:蛍光緑×白 その他:「安全・安心パトロール」「練馬区」と名入り</p>
<p>腕章</p> <p>3ポイント</p>	<p>色:蛍光黄 その他:両面に「安全・安心パトロール練馬区」と名入り</p>	<p>ホイッスル</p> <p>1ポイント</p>	<p>色:銀 素材:アルミ</p>

## 支援内容2 ボランティア保険の加入

地域の防犯防火パトロールを実施するにあたり、登録団体の構成員がパトロール活動中に遭遇した偶然な事故により怪我をした場合や個人賠償責任を負った場合の補償として、区の保険料負担で、団体傷害保険および個人賠償責任保険に加入できます。(団体名簿に記入した最大30名まで。)

### ボランティア保険の補償内容

傷害保険	傷害内容	保険金額(パトロール活動中、偶然な事故により怪我等をされた場合(往復途上も含む))
	死亡保険金	500万円
	後遺障害保険金	15万円～500万円(程度に応じて)
	入院保険金	1日あたり3,000円(最高180日まで)
	手術保険金	1事故につき1回の手術に限り 入院保険金日額×手術の種類に応じた倍率(10・20・40倍)
	通院保険金	1日あたり2,000円(最高90日まで)
賠償責任保険	種類	限度額(人格権侵害担保特約付帯)
	対人賠償・対物賠償	1事故1億円(免責金額0円)

### 加入方法

『パトロール団体名簿および保険加入・変更申請書』の団体名簿欄に構成員の氏名を記入し、ボランティア保険欄の「加入する」に○印をつけ、提出します。

※ 加入しない団体も、『団体名簿』は提出してください。

ボランティア保険は、『団体登録承認書』が団体の担当者様に届いた日から有効となります。

- ※ 構成員に変更が生じた場合は、その都度、『団体名簿』を再提出してください。
- ※ 事故が発生した際は、速やかに区に報告してください。
- ※ 補償を受けるためには、「パトロール活動中」であったことの証明(一緒に行動していた方の証言など)が必要になります。皆さまの安全のためにも、パトロールをされる際は複数の方で行動してくださいませようお願いします。
- ※ 保険の有無責の判断は保険会社が行いますので、区は一切の責任を負いかねます。



# 安全・安心パトロールカーの貸出

自主的なパトロール活動を支援するため、団体に対し「安全・安心パトロールカー」を貸出します。（パトロールカーは委託警備員が運転します。貸出は無料です。）

## 貸出対象

- ① 町会・自治会・商店会・PTAが行うパトロール活動
  - ② パトロール団体が行う防犯・防火活動
- ※ ①は、パトロール団体の登録がなくても、貸出可能です。

## 貸出のきまり

- ① 貸出は1団体につき、月1回までです。
- ② 1回の貸出にあたり、貸出台数は1台です。
- ③ 1回の貸出時間は2時間以内です。

## 貸出方法



①**申込** 貸出希望日の10日前までに危機管理課に電話にてお申込みください。

※ 受付は2か月前の1日から開始します。

②**申込書の提出** 『安全・安心パトロールカー貸出申込書』に必要事項を記入し、貸出予定日の10日前までに危機管理課に提出してください。（郵送・FAX・メール・持込の方法で提出できます。）

③**承認書の受領** 区承認後、団体の担当者様に『安全・安心パトロールカー貸出承認書』が送付されます。※ 内容を確認してください。

④**貸出当日** 委託警備員が待ち合わせ時間・場所に伺いますので、警備員に対し、承認書を提示してください。※ 下記注意事項をご覧ください。

⑤**報告** 貸出が終了したら、承認書とあわせて送付した『安全・安心パトロールカー貸出報告書』に必要事項を記入し、危機管理課に提出してください。

## 注意事項

- ・パトロールの実施にあたっては、団体の構成員の方が必ず同乗してください。（警備員単独での巡回は、貸出の対象外です。）
- ・『安全・安心パトロールカー貸出承認書』に記載された貸出時間を遵守するようお願いいたします。
- ・パトロールカーには青色回転灯が搭載されており、巡回中は点灯した状態で走行します。
- ・パトロールのルートは事前に決めていただき、当日は団体の同乗者がナビゲートしてください。（警備員は、安全確保のため、団体が持参した地図等を確認しながらの運転は行いません。）
- ・パトロールカーの放送設備を使用する際は、周囲の迷惑とならないよう注意するとともに、区のパトロールカーである旨および貴団体によるパトロールである旨を明らかにして放送してください。
- ・警備員には、運転業務以外のこと（放送業務・荷物の運搬・護身術の指導など）をさせないでください。また、交通ルールに反した無理な運転や、通行が困難な細かな路地の運転等を強要しないようお願いいたします。
- ・パトロールカーの貸出キャンセルは、貸出予定日の3日前（土・日・祝日を除く）までに危機管理課にご連絡ください。

連絡先 練馬区 危機管理課 安全安心係 (03-5984-1027)

## 東京都事業 子供安全ボランティア活動に係る腕章の支給

東京都では、子供の安全確保を図るため、主に小学生の登下校時の見守り・パトロールを行っている地域のボランティア団体に対し、区市町村を通じて腕章を支給しています。

### 支給方法

登録団体は、東京都作製の子供安全ボランティア腕章(黄色)の支給を登録人数分(最大20枚まで)希望することができます。

『東京都事業子供安全ボランティア活動に係る腕章支給申請書』を提出すると、区から『用品支給決定通知書』が送付されますので、危機管理課の窓口で都の腕章を受け取りに行きます。

※ 『用品支給決定通知書』が到着したら、事前に危機管理課に「受取希望日時(平日の午前8時半～午後5時)」の連絡をしてください。

腕章見本



パトロール団体登録制度  
に関するお申し込み・お問合せ  
練馬区 危機管理室 危機管理課

〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

TEL 03-5984-1027

FAX 03-3993-1194

E-MAIL [kikikanri@city.nerima.tokyo.jp](mailto:kikikanri@city.nerima.tokyo.jp)